

松江市地域スポーツコミッション設立準備委員会設置要綱

（設置）

第1条 松江市スポーツ推進計画（令和2年度～令和6年度）に基づき、地域スポーツコミッションを設立するために必要な事項を検討するため、松江市地域スポーツコミッション設立準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

（構成員）

第2条 準備委員会は、広く有識者の意見を聞き、松江市におけるスポーツを通じた地域活性化と地域課題の解決を図るため、市長が必要と認める委員により構成する。

2 委員は、20名以内とする。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年以内とする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第4条 準備委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

（アドバイザー）

第5条 専門的な見地から助言を得るため、必要に応じて、準備委員会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーの任期は、委員の任期に準ずる。

（会議の開催）

第6条 準備委員会の会議は、必要の都度開催する。

2 委員及びアドバイザー（以下「委員等」という。）は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員等以外の者を参考人として会議に出席させ、意見を聞くことができる。

4 会議は、原則として公開により行うものとする。ただし、松江市情報公開条例（平成17年松江市条例第14号）第30条の規定により、準備委員会が会議の全部または一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

（報償費及び旅費）

第7条 委員等及び参考人が会議に出席したときは、松江市報酬費用弁償支給条例（平成

17 年松江市条例第 43 号) の規定に準じて報償費及び旅費を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、支給対象者が松江市の職員である場合若しくは受取を辞退した場合又はその他市長が適当でないと認めた場合には、報償費及び旅費は支給しない。

3 前 2 項の規定は、前条第 2 項に規定する代理人について準用する。

(庶務)

第 8 条 準備委員会の庶務は、文化スポーツ部スポーツ課において処理する。

(解散)

第 9 条 準備委員会は、その設置目的が達せられたと市長が認めたときは、解散する。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 1 月 1 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。